

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年 1 月16日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【電話番号】 0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M グレーター・チャイナ・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成26年7月18日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

・【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（6）申込単位

<訂正前>

1万円以上1円単位とします。

（以下略）

<訂正後>

1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

（以下略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

（イ）（略）

（ロ）当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

～（略）

野村証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限りです。

（ハ）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年5月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成26年5月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（イ）（略）

（ロ）当ファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

～（略）

野村証券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限りです。

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年11月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成26年11月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

（ロ）投資態度

<訂正前>

（略）

為替ヘッジについて

（略）

<訂正後>

（略）

為替ヘッジについて

（略）

<当ファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置>

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」といいます。）は、当ファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記のとおりです。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。当該措置の詳細については、後記「3投資リスク（2）投資リスクに関する管理体制」をご参照ください。

- ・ 委託会社等の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の当ファンドでの組入れ
- ・ 当ファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注
- ・ 当ファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役職員による売買等の取引
- ・ 当ファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）
- ・ 当ファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対する当ファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券の当ファンドでの組入れ
- ・ 委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の当ファンドにおける行使
- ・ 当ファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）
- ・ 委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金

（2）投資対象

<訂正前>

(イ) 委託会社(運用委託先を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(イ)において同じ。)に投資することを指図します。(JPMグレート・チャイナ・オープン約款(以下「信託約款」といいます。))

(以下略)

<訂正後>

(イ) 委託会社(運用委託先を含みます。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下(イ)において同じ。)に投資することを指図します。(JPMグレート・チャイナ・オープン約款(以下「信託約款」といいます。))

(以下略)

(3) 運用体制

<訂正前>

(略)

同チーム内で国別スペシャリスト(61名)と地域スペシャリスト(15名)が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

~ (略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成26年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(略)

同チーム内で国別スペシャリスト(62名)と地域スペシャリスト(17名)が運用に携わり、それぞれの役割を補完し合っています。

~ (略)

(注)前記の運用体制、組織名称等は、平成26年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(以下略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(イ) 信託約款は、委託会社(運用委託先を含みます。)による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

~ (略)

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額(信託約款第7条第2項に規定するものをいいます。以下 および において同じ。)の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

~ (略)

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

<訂正後>

（イ）信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

～（略）

投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額（信託約款第7条第2項に規定するものをいいます。以下、 および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

～（略）

デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（ に定める取引をいいます。）、スワップ取引（ に定める取引をいいます。）、および信託約款第16条第1項第8号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下 において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュースコア・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

（略）

委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュースコア・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 3 投資リスク(1) リスク要因の末尾に以下の記載が追加されます。

<追加>

参考情報

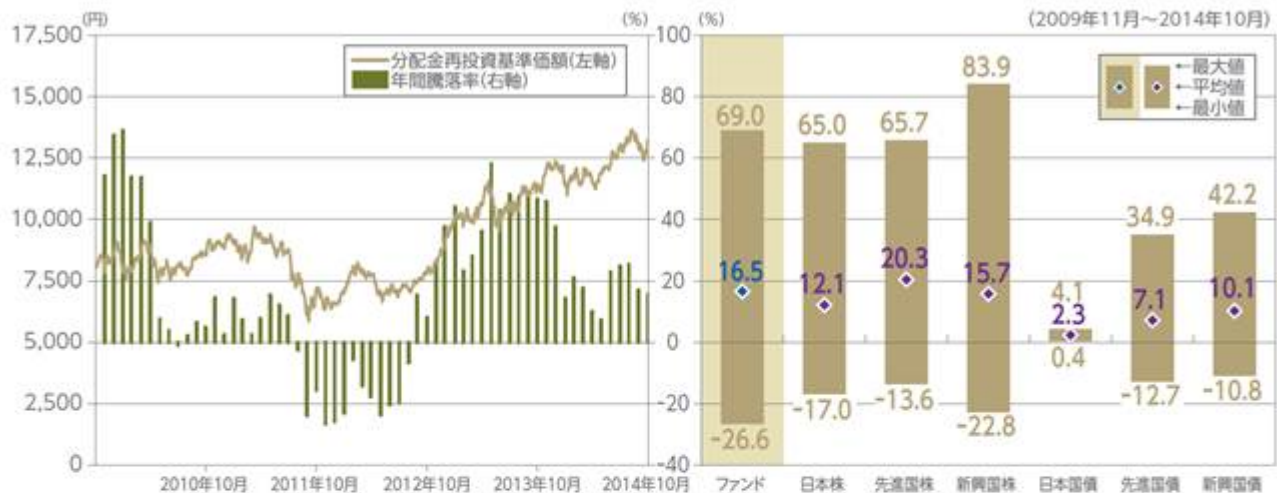
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2009年11月～2014年10月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額(日次)と、年間騰落率(毎月末時点)の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(毎月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(毎月末時点)は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、委託会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(現東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

< 訂正前 >

運用委託先におけるリスク管理

(略)

(平成26年 3 月末現在)

(略)

委託会社におけるリスク管理

(略)

為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

< 訂正後 >

運用委託先におけるリスク管理

(略)

(平成26年 9 月末現在)

(略)

委託会社におけるリスク管理

(略)

為替ヘッジについてのリスク管理

当ファンドにおいて為替ヘッジを行う場合、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

その他のリスク管理

当ファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、投資者の換金に極力影響が生じないよう管理します。

< 当ファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細 >

委託会社等が当ファンドにおいて行うことがある、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引が、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の詳細は以下のとおりです。

投資者の利益を害することとなる 潜在的なおそれのある取引の内容	投資者の利益を害しないことを確保するための措置
委託会社等の関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の当ファンドでの組入れ	関係会社である証券会社が引受けを行った有価証券の組入れにあたっては、社内規程等に基づき、原則として、関係会社である証券会社から購入せず、引受団に属する他の証券会社から購入することとしています。また、コンプライアンス部門は、組入れ後に組入れの事跡をモニタリングし、社内規程等に違反していないことを確認します。さらに、リスク管理部門が、組入銘柄が投資ガイドラインにおいて問題なく投資できるものであることを取引前・取引後においてモニタリングしています。

当ファンドにおける有価証券取引等の、委託会社等の関係会社である証券会社等に対する発注	社内規程に基づき、各証券会社等の調査能力、売買執行能力等を考慮して、発注先として選定する証券会社等を定期的に見直します。株式については、前記で選定した証券会社への予定発注量も定期的に見直したうえで、リスク管理部門とインベストメント・ダイレクターが各証券会社への実際の発注量を定期的にモニタリングし、関係会社である証券会社に対し合理的な理由なく多量に発注されていないことを確認しています。株式以外については、関係会社であるかどうかに関わりなく、最良の取引条件となる証券会社等に発注しているかをコンプライアンス部門が確認しています。なお、当ファンドが関係会社である証券会社に対し支払った売買委託手数料の額（手数料相当額が取引の価格に織り込まれているものを除きます。）は、当ファンドの運用報告書で開示されます。
当ファンドにおいて保有もしくは取引する有価証券または当ファンドの受益権の、委託会社等またはその関係会社の役員による売買等の取引	委託会社等の役員による有価証券の売買等の取引は、社内規程に基づき原則としてコンプライアンス部門の事前承認を得ることが義務付けられており、利益相反をうかがわせる事実がないことが確認できた場合のみ承認がなされます。また、取引後にコンプライアンス部門が取引内容を精査し、役員員の取引の時期・銘柄が、当ファンドにおいて取引されたものと重なる等の利益相反が生じていないことを確認します。
当ファンドにおける有価証券取引等の発注と、委託会社等が運用する他の運用資産における有価証券取引等の発注を、束ねて一括して発注すること（一括発注）	一括発注は、社内規程に定める条件の下に行われ、その約定結果は社内規程に基づき、発注のあった運用資産間で公平に配分します。コンプライアンス部門は、配分結果が社内規程にしたがって公平になされたかどうかをモニタリングします。
当ファンドの運用担当者（ポートフォリオ・マネジャー、アナリスト等）が贈答、茶菓の接待等を受けた、証券会社等に対する当ファンドにおける有価証券等の発注、または有価証券の発行体の発行する有価証券の当ファンドでの組入れ	委託会社等の役員が贈答、茶菓の接待等を受けた際は、原則として社内規程に基づきその内容をコンプライアンス部門に報告する義務があります。コンプライアンス部門は、当該報告に基づき、贈答、茶菓の接待等を受けたことが、特定の証券会社等への取引の発注や特定の銘柄の有価証券の組入れにつながっていないことをモニタリングします。
委託会社等またはその関係会社と取引関係のある有価証券の発行体が発行する有価証券にかかる議決権の当ファンドにおける行使	当ファンドで保有する有価証券にかかる議決権の行使は、社内規程に基づいて、当ファンドの受益者の経済的利益に最も資するという原則の下に行われます。インベストメント・ダイレクターは、議決権行使の前にその内容が社内規程に沿っているか確認します。
当ファンドと、委託会社等が運用する他の運用資産間において行う有価証券等の取引（クロス取引）	有価証券届出書提出日現在、社内規程によりクロス取引は原則として禁止されています。今後、クロス取引を行う場合には、社内規程を変更して投資者の利益を損ねることのない一定の条件を定め、当該条件を満たすクロス取引のみを行うこととし、当該条件の逸脱がないことをコンプライアンス部門がモニタリングする体制を構築する予定です。
委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金	委託会社による当ファンドの受益権の取得申込みおよび換金は、社内規程に則り、取得申込みの目的および金額、受益権の保有期間、換金時期等について一定の制限を設けて、一般的な投資者の利益を害しないように行います。また、財務部門が、社内規程にしたがった取得申込み等が行われていることをモニタリングします。

4【手数料等及び税金】

(1) 申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.24%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細(具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法)については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

(略)

(3) 信託報酬等

<訂正前>

(略)

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.7560% (税抜0.70%)	年率0.1080% (税抜0.10%)

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬(信託財産の純資産総額に対し年率0.50%)が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

<訂正後>

(略)

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.7884% (税抜0.73%)	年率0.7560% (税抜0.70%)	年率0.1080% (税抜0.10%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務、およびこれらに付随する業務の対価

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬*(信託財産の純資産総額に対し年率0.50%)が含まれています。

* 投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

(4) その他の手数料等

<訂正前>

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用(売買委託手数料)ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

外貨建資産の保管費用が実費でかかります。

(略)

2. 信託事務の処理および監査に関する諸費用を信託財産で負担します。

(以下略)

<訂正後>

1. 以下の費用等を信託財産で負担します。

有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）*ならびに外国為替取引にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

* 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

* 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

（略）

2. 信託事務の処理および監査に関する諸費用*を信託財産で負担します。

* 当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

（以下略）

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年5月末現在適用されるものです。

（以下略）

<訂正後>

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年11月末現在適用されるものです。

（以下略）

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（平成26年11月10日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	190,159,131	5.00
	香港	2,566,708,596	67.43
	シンガポール	48,413,162	1.27
	台湾	925,789,290	24.32
	中国	35,485,676	0.93
	小計	3,766,555,855	98.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	39,834,472	1.05
合計（純資産総額）		3,806,390,327	100.00

（注1）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 （1）ファンドの目的及び基本的性格 （二）ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年11月10日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	台湾	台湾	株式	TAIWAN SEMI CONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造 装置	591,298	475.79	281,337,402	488.63	288,925,942	7.59
2	香港	中国	株式	TENCENT HOLDINGS LIMITED	ソフトウェア・サー ビス	145,100	1,763.95	255,949,507	1,815.72	263,461,697	6.92
3	香港	中国	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	銀行	2,286,150	83.07	189,912,764	83.33	190,522,026	5.01
4	香港	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	298,800	620.57	185,428,211	633.51	189,293,535	4.97
5	香港	香港	株式	CHEUNG KONG	不動産	63,000	1,971.18	124,184,493	1,995.67	125,727,525	3.30
6	香港	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	銀行	2,354,000	52.08	122,612,238	52.06	122,566,895	3.22
7	香港	中国	株式	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	電気通信サービス	1,540,000	69.41	106,892,954	71.09	109,486,300	2.88
8	アメリ カ	中国	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	ソフトウェア・サー ビス	7,648	10,801.30	82,608,358	13,101.08	100,197,072	2.63
9	香港	中国	株式	CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD-H	銀行	742,000	111.38	82,647,005	112.54	83,506,535	2.19
10	台湾	台湾	株式	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	各種金融	430,300	180.34	77,603,441	187.99	80,892,958	2.13
11	香港	中国	株式	CHINA VANKE CO LTD-H	不動産	334,879	209.77	70,248,802	214.46	71,819,825	1.89
12	香港	香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	191,000	372.54	71,155,355	374.65	71,558,150	1.88
13	台湾	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造 装置	44,000	1,567.41	68,966,316	1,592.71	70,079,240	1.84
14	台湾	台湾	株式	ADVANCED SEMI CONDUCTOR ENGINEERING INC	半導体・半導体製造 装置	507,000	130.92	66,377,961	133.53	67,701,738	1.78
15	香港	中国	株式	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	95,500	644.99	61,597,094	681.45	65,078,475	1.71
16	台湾	台湾	株式	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	8,000	7,553.25	60,426,000	8,000.85	64,006,800	1.68
17	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	保険	70,000	880.70	61,649,167	907.12	63,498,750	1.67
18	台湾	台湾	株式	DELTA ELECTRONICS INC	テクノロジー・ハー ドウェアおよび機器	95,000	691.95	65,735,469	643.42	61,125,375	1.61
19	香港	中国	株式	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORP-H	エネルギー	643,200	97.79	62,900,136	94.84	61,002,696	1.60
20	香港	香港	株式	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	消費者サービス	83,000	728.35	60,453,465	731.60	60,722,800	1.60
21	香港	中国	株式	CHINA UNICOM HONG KONG LIMITED	電気通信サービス	346,000	161.67	55,939,410	167.85	58,077,830	1.53
22	台湾	台湾	株式	E. SUN FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	銀行	780,993	69.39	54,199,491	72.36	56,514,215	1.48
23	香港	中国	株式	CNOOC LTD	エネルギー	314,000	183.49	57,615,860	173.75	54,559,070	1.43
24	香港	中国	株式	CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	商業・専門サービス	340,000	159.89	54,362,600	156.94	53,359,600	1.40
25	香港	中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP COMPANY-H	保険	123,800	405.18	50,161,593	419.63	51,951,122	1.36
26	香港	香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	19,600	2,570.74	50,386,598	2,590.10	50,765,960	1.33
27	香港	中国	株式	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	不動産	509,000	92.77	47,223,747	96.90	49,325,917	1.30
28	香港	香港	株式	MGM CHINA HOLDINGS LTD	消費者サービス	141,200	342.76	48,398,666	343.67	48,526,910	1.27
29	シン ガ ポ ール	香港	株式	HONGKONG LAND HOLDINGS LIMITED	不動産	61,000	793.31	48,391,993	793.65	48,413,162	1.27
30	香港	中国	株式	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LIMITED	資本財	193,500	236.34	45,732,231	241.90	46,807,650	1.23

(注) 上記の「国/地域」は、当ファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	3.72
		素材	1.43
		資本財	2.43
		商業・専門サービス	1.40
		運輸	2.50
		自動車・自動車部品	0.93
		消費者サービス	2.87
		小売	0.82
		食品・生活必需品小売り	0.93
		食品・飲料・タバコ	1.85
		ヘルスケア機器・サービス	2.68
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.90
		銀行	13.78
		各種金融	6.33
		保険	8.01
		不動産	8.96
		ソフトウェア・サービス	10.45
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.02
		電気通信サービス	4.40
公益事業	2.71		
	半導体・半導体製造装置	13.83	
合計			98.95

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年11月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
16期	(平成17年4月25日)	23,038	23,038	0.4946	0.4946
17期	(平成17年10月24日)	15,824	15,824	0.5557	0.5557
18期	(平成18年4月24日)	18,814	18,969	0.7261	0.7321
19期	(平成18年10月24日)	16,690	16,690	0.7497	0.7497
20期	(平成19年4月24日)	17,417	17,570	0.9140	0.9220
21期	(平成19年10月24日)	23,479	23,642	1.4426	1.4526

22期	(平成20年4月24日)	14,846	14,846	1.0298	1.0298
23期	(平成20年10月24日)	5,771	5,771	0.5014	0.5014
24期	(平成21年4月24日)	7,919	7,919	0.6209	0.6209
25期	(平成21年10月26日)	9,892	9,892	0.8477	0.8477
26期	(平成22年4月26日)	8,944	8,944	0.8675	0.8675
27期	(平成22年10月25日)	6,766	6,766	0.8351	0.8351
28期	(平成23年4月25日)	6,417	6,417	0.9243	0.9243
29期	(平成23年10月24日)	3,910	3,910	0.6266	0.6266
30期	(平成24年4月24日)	4,272	4,272	0.7514	0.7514
31期	(平成24年10月24日)	3,941	3,941	0.7659	0.7659
32期	(平成25年4月24日)	4,536	4,626	1.0042	1.0242
33期	(平成25年10月24日)	3,995	4,070	1.0585	1.0785
34期	(平成26年4月24日)	3,600	3,666	1.0922	1.1122
35期	(平成26年10月24日)	3,513	3,574	1.1627	1.1827
	平成25年11月末日	4,172	-	1.1375	-
	平成25年12月末日	4,071	-	1.1636	-
	平成26年1月末日	3,738	-	1.0816	-
	平成26年2月末日	3,817	-	1.1159	-
	平成26年3月末日	3,652	-	1.0992	-
	平成26年4月末日	3,589	-	1.0742	-
	平成26年5月末日	3,609	-	1.0933	-
	平成26年6月末日	3,642	-	1.1268	-
	平成26年7月末日	3,773	-	1.2065	-
	平成26年8月末日	3,763	-	1.2115	-
	平成26年9月末日	3,619	-	1.1955	-
	平成26年10月末日	3,661	-	1.1968	-
	平成26年11月10日	3,806	-	1.2503	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0060
19期	0.0000
20期	0.0080
21期	0.0100
22期	0.0000
23期	0.0000
24期	0.0000
25期	0.0000
26期	0.0000
27期	0.0000
28期	0.0000
29期	0.0000
30期	0.0000
31期	0.0000

32期	0.0200
33期	0.0200
34期	0.0200
35期	0.0200

収益率の推移

期	収益率（％）
16期	3.8
17期	12.4
18期	31.7
19期	3.3
20期	23.0
21期	58.9
22期	28.6
23期	51.3
24期	23.8
25期	36.5
26期	2.3
27期	3.7
28期	10.7
29期	32.2
30期	19.9
31期	1.9
32期	33.7
33期	7.4
34期	5.1
35期	8.3

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
16期	724,984,078	12,794,763,360	46,578,463,740
17期	549,183,380	18,653,707,781	28,473,939,339
18期	6,075,929,476	8,636,889,665	25,912,979,150
19期	1,711,224,060	5,360,470,177	22,263,733,033
20期	3,602,499,629	6,810,599,688	19,055,632,974
21期	4,046,429,767	6,825,454,112	16,276,608,629
22期	1,609,091,968	3,469,492,285	14,416,208,312
23期	79,161,246	2,983,968,227	11,511,401,331
24期	1,819,103,671	575,610,753	12,754,894,249
25期	864,230,714	1,949,531,869	11,669,593,094
26期	243,163,611	1,601,199,674	10,311,557,031
27期	56,094,558	2,264,890,373	8,102,761,216

28期	48,769,059	1,208,859,357	6,942,670,918
29期	26,482,212	729,189,737	6,239,963,393
30期	6,578,739	561,229,634	5,685,312,498
31期	1,418,097	540,494,155	5,146,236,440
32期	4,726,546	633,296,047	4,517,666,939
33期	82,373,421	825,516,744	3,774,523,616
34期	142,665,496	621,082,246	3,296,106,866
35期	56,940,818	331,035,817	3,022,011,867

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp/>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年11月10日	設定日	1997年4月25日
純資産総額	38億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
31期	2012年10月	0
32期	2013年4月	200
33期	2013年10月	200
34期	2014年4月	200
35期	2014年10月	200
	設定来累計	1,040

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	55.4%
台湾	24.3%
香港	19.3%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	68.4%
新台幣ドル	24.3%
米ドル	6.3%

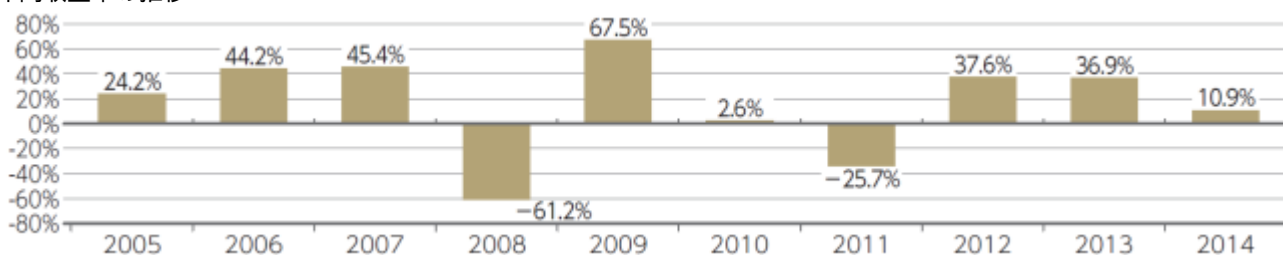
業種別構成状況

業種	投資比率 2
半導体・半導体製造装置	13.8%
銀行	13.8%
ソフトウェア・サービス	10.4%
不動産	9.0%
保険	8.0%
その他	44.0%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国 ^{#1}	通貨	業種	投資比率 ^{#2}
1	台湾積体回路製造	台湾	新台幣ドル	半導体・半導体製造装置	7.6%
2	騰訊	中国	香港ドル	ソフトウェア・サービス	6.9%
3	中国建設銀行	中国	香港ドル	銀行	5.0%
4	友邦保険控股	香港	香港ドル	保険	5.0%
5	長江実業(集団)	香港	香港ドル	不動産	3.3%
6	中国農業銀行	中国	香港ドル	銀行	3.2%
7	中国電信	中国	香港ドル	電気通信サービス	2.9%
8	アリババ・グループ・ホールディング	中国	米ドル	ソフトウェア・サービス	2.6%
9	中国民生銀行	中国	香港ドル	銀行	2.2%
10	富邦金控	台湾	新台幣ドル	各種金融	2.1%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年11月10日までのものです。

* 当ページにおける「ファンド」は、「JPMグレーター・チャイナ・オープン」です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込単位

<訂正前>

1万円以上1円単位とします。

（以下略）

<訂正後>

1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

（以下略）

2【換金（解約）手続等】

換金単位

<訂正前>

1円単位とします。

<訂正後>

1口単位または1円単位とします。

3【資産管理等の概要】

（5）その他

運用報告書

<訂正前>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

<訂正後>

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付します。また、運用報告書のすべての内容を委託会社のホームページに掲載します。これにより、委託会社は運用報告書を知れている受益者に対して交付したものとみなされますが、受益者から書面による運用報告書の交付の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第3 ファンドの経理状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期計算期間（平成26年4月25日から平成26年10月24日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPMグレーター・チャイナ・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第34期 (平成26年4月24日現在)	第35期 (平成26年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	129,978,886	146,707,195
コール・ローン	183,763	230,190
株式	3,553,655,833	3,465,537,149
派生商品評価勘定	255,759	407,057
未収入金	21,842,168	13,325,003
未収配当金	1,423,882	539,091
流動資産合計	3,707,340,291	3,626,745,685
資産合計	3,707,340,291	3,626,745,685
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	101,660	1,403,525
未払金	5,206,569	17,139,430
未払収益分配金	65,922,137	60,440,237
未払解約金	4,266,098	3,378,522
未払受託者報酬	2,044,231	1,988,621
未払委託者報酬	29,232,432	28,437,305
その他未払費用	408,791	397,662
流動負債合計	107,181,918	113,185,302
負債合計	107,181,918	113,185,302
純資産の部		
元本等		
元本	3,296,106,866	3,022,011,867
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	304,051,507	491,548,516
（分配準備積立金）	1,600,726,515	1,459,855,875
元本等合計	3,600,158,373	3,513,560,383
純資産合計	3,600,158,373	3,513,560,383
負債純資産合計	3,707,340,291	3,626,745,685

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第34期 (自 平成25年10月25日 至 平成26年4月24日)	第35期 (自 平成26年4月25日 至 平成26年10月24日)
営業収益		
受取配当金	5,971,050	92,092,219
配当株式	4 -	4,704,858
受取利息	705	193
有価証券売買等損益	60,337,115	68,819,835
為替差損益	177,498,731	174,351,309
営業収益合計	243,807,601	335,968,414
営業費用		
受託者報酬	2,044,231	1,988,621
委託者報酬	¹ 29,232,432	¹ 28,437,305
その他費用	³ 11,386,388	³ 10,795,736
営業費用合計	42,663,051	41,221,662
営業利益	201,144,550	294,746,752
経常利益	201,144,550	294,746,752
当期純利益	201,144,550	294,746,752
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	32,727,574	24,030,785
期首剰余金又は期首欠損金 ()	220,642,619	304,051,507
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,046,711	6,250,051
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,046,711	6,250,051
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,132,662	29,028,772
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	34,132,662	29,028,772
分配金	² 65,922,137	² 60,440,237
期末剰余金又は期末欠損金 ()	304,051,507	491,548,516

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	第34期 (平成26年4月24日現在)	第35期 (平成26年10月24日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	3,774,523,616円	3,296,106,866円
期中追加設定元本額	142,665,496円	56,940,818円
期中一部解約元本額	621,082,246円	331,035,817円
計算期間末日における受益権の総数	3,296,106,866口	3,022,011,867口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.0922円 (10,922円)	1.1627円 (11,627円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第34期 (自平成25年10月25日 至平成26年4月24日)	第35期 (自平成26年4月25日 至平成26年10月24日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	4,589,404円	76,361,164円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	1,355,336,643円	1,268,001,969円
分配準備積立金額	1,662,059,248円	1,443,934,948円
当ファンドの分配対象収益額	3,021,985,295円	2,788,298,081円
当ファンドの期末残存口数	3,296,106,866口	3,022,011,867口
1万口当たり収益分配対象額	9,168.34円	9,226.62円
1万口当たり分配金額	200.00円	200.00円
収益分配金金額	65,922,137円	60,440,237円
3 その他費用の内訳	カストディ フィー 10,610,074円 その他 776,314円	カストディ フィー 9,554,009円 その他 1,241,727円
4 配当株式	-	外国株式の発行会社が行う株式配当によるものであります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的ならびに外貨建資産の為替変動リスクの回避を目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っております。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	各計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第34期 （平成26年4月24日現在）	第35期 （平成26年10月24日現在）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
株式	117,481,879	59,549,689
合計	117,481,879	59,549,689

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	第34期（平成26年4月24日現在）				第35期（平成26年10月24日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 買建								
	アメリカドル	66,200,000	-	66,100,404	99,596	53,602,943	-	54,010,000	407,057
	売建								
	アメリカドル	102,000,000	-	101,846,305	153,695	95,000,000	-	96,015,660	1,015,660
	香港ドル	66,200,000	-	66,100,000	100,000	53,602,943	-	53,990,808	387,865
合計		234,400,000	-	234,046,709	154,099	202,205,886	-	204,016,468	996,468

（注）1．為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成26年10月24日現在）

（イ）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	IKANG HEALTHCARE GROUP INC-ADR	15,264	19.00	290,016.00	
	E-HOUSE CHINA HOLDINGS LTD-ADR	21,151	9.96	210,663.96	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LIMITED	52,000	6.94	360,880.00	
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD-SP ADR	8,558	94.45	808,303.10	
	YY INC-ADR	3,250	78.75	255,937.50	
小計	銘柄数：	5		1,925,800.56	

				(208,044,234)	
	組入時価比率:	5.9%		6.0%	
香港ドル	CHINA OILFIELD SERVICES LIMITED-H	102,000	18.08	1,844,160.00	
	CHINA PETROLEUM AND CHEMICAL CORP-H	687,200	6.63	4,556,136.00	
	CNOOC LTD	353,000	12.44	4,391,320.00	
	SINOPEC YIZHENG CHEMICAL FIBRE CO LTD-H	368,000	3.58	1,317,440.00	
	TIANHE CHEMICALS GROUP	932,000	1.38	1,286,160.00	
	CHINA CONCH VENTURE HOLDINGS LIMITED	189,000	16.02	3,027,780.00	
	HUTCHISON WHAMPOA	32,000	97.70	3,126,400.00	
	CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL LIMITED	338,000	10.84	3,663,920.00	
	CHINA AUTO RENTAL INCORPORATED	191,000	10.76	2,055,160.00	
	CHINA EASTERN AIRLINES CORPORATION LTD-H	596,000	2.62	1,561,520.00	
	ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	63,000	43.20	2,721,600.00	
	CHONGQING CHANGAN AUTOMOBILE CO LTD-B	143,318	16.60	2,379,078.80	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	82,000	49.40	4,050,800.00	
	MGM CHINA HOLDINGS LTD	126,400	23.05	2,913,520.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS LTD	143,500	14.82	2,126,670.00	
	EURO-ASIA AGRICULTURAL HLDGS	5,642,000	-	-	
	TINGYI (CAYMAN ISLANDS) HOLDING CORP	122,000	18.98	2,315,560.00	
	WANT WANT HOLDINGS LIMITED	235,000	9.83	2,310,050.00	
	PHOENIX HEALTHCARE GROUP CO LTD	191,000	12.64	2,414,240.00	
	CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	352,000	6.44	2,266,880.00	
	LUYE PHARMA GROUP	240,000	10.06	2,414,400.00	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL LIMITED	316,000	7.69	2,430,040.00	
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA	2,313,000	3.53	8,164,890.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	187,000	25.25	4,721,750.00	
	CHINA CONSTRUCTION BANK CORPORATION-H	2,227,150	5.63	12,538,854.50	
	CHINA MINSHENG BANKING CORP LTD-H	730,000	7.55	5,511,500.00	
	CHINA CINDA ASSET MANAGEMENT CO LTD-H	609,000	3.46	2,107,140.00	
	HAITONG SECURITIES CO LTD-H	165,200	12.70	2,098,040.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	17,900	174.70	3,127,130.00	
	AIA GROUP LTD	292,000	42.05	12,278,600.00	
	CHINA PACIFIC INSURANCE GROUP COMPANY-H	131,600	27.45	3,612,420.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	70,500	59.65	4,205,325.00	
	CHEUNG KONG	62,000	133.60	8,283,200.00	
	CHINA VANKE CO LTD-H	328,779	14.22	4,675,237.38	
	SUNAC CHINA HOLDINGS LTD	506,000	6.29	3,182,740.00	
	TENCENT HOLDINGS LIMITED	141,500	119.60	16,923,400.00	
	AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	93,500	43.70	4,085,950.00	
	CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED-H	1,414,000	4.69	6,631,660.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LIMITED	320,000	10.92	3,494,400.00	
	BEIJING ENTERPRISES WATER GROUP LIMITED	568,000	5.35	3,038,800.00	
	CHINA LONGYUAN POWER GROUP CORP-H	212,000	7.60	1,611,200.00	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LIMITED	96,000	22.55	2,164,800.00	
	GCL POLY ENERGY HOLDINGS LTD	834,000	2.67	2,226,780.00	
	HUA HONG SEMICONDUCTOR LIMITED	130,000	11.06	1,437,800.00	
小計	銘柄数:	44		171,294,451.68	
				(2,386,131,711)	
	組入時価比率:	67.9%		68.9%	
新台湾ドル	CHINA STEEL CHEMICAL CORPORATION	36,000	157.50	5,670,000.00	
	MERIDA INDUSTRY CO LTD	12,000	205.00	2,460,000.00	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	42,000	223.00	9,366,000.00	
	INTAI TECHNOLOGY CORPORATION	32,000	154.00	4,928,000.00	
	ST SHINE OPTICAL CO LTD	7,000	490.00	3,430,000.00	
	E. SUN FINANCIAL HOLDING COMPANY LTD	763,993	18.60	14,210,269.80	

	CHAI LEASE HOLDING CO LTD	117,800	73.00	8,599,400.00	
	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	422,300	48.30	20,397,090.00	
	RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	124,170	44.15	5,482,105.50	
	ASUSTEK COMPUTER INC	34,000	292.00	9,928,000.00	
	DELTA ELECTRONICS INC	105,000	185.50	19,477,500.00	
	LARGAN PRECISION COMPANY LIMITED	8,000	2,025.00	16,200,000.00	
	QUANTA COMPUTER INC	51,000	74.40	3,794,400.00	
	ADVANCED SEMICONDUCTOR ENGINEERING INC	510,000	35.10	17,901,000.00	
	CHIPBOND TECHNOLOGY CORPORATION	112,000	57.50	6,440,000.00	
	MEDIATEK INC	43,000	420.00	18,060,000.00	
	POWERTECH TECHNOLOGY INC	119,000	48.40	5,759,600.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	575,298	127.50	73,350,495.00	
小計	銘柄数：	18		245,453,860.30	
				(871,361,204)	
	組入時価比率：	24.8%		25.1%	
合計				3,465,537,149	
				(3,465,537,149)	

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(口) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成26年11月10日現在)

種類	金額	単位
資産総額	3,836,337,174	円
負債総額	29,946,847	円
純資産総額(-)	3,806,390,327	円
発行済口数	3,044,423,249	口
1口当たり純資産額(/)	1.2503	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成26年5月末現在）

（略）

会社の意思決定機構（平成26年6月1日現在）

（略）

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することをそれぞれの委員会に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成26年11月末現在）

（略）

会社の意思決定機構

（略）

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：リスク・コミッティー

投資運用の意思決定機構

（イ）～（ハ）（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成26年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年5月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	72	946,512
公募単位型株式投資信託	4	16,815
公募追加型債券投資信託	2	462,422
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	886,420
総合計	140	2,312,169
親投資信託	64	-

（注）百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

（略）

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年11月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	71	816,013
公募単位型株式投資信託	4	12,434
公募追加型債券投資信託	2	353,443
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	1,103,793
総合計	139	2,285,683
親投資信託	62	-

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第25期中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,882,204	
有価証券			7,113,715	
前払費用			55,697	
未収入金			110,485	
未収委託者報酬			4,138,178	
未収収益			2,516,175	
関係会社短期貸付金			2,749,000	
繰延税金資産			611,153	
その他			6,232	
流動資産計			21,182,843	97.6
固定資産				
投資その他の資産			515,935	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		21,747		
長期預け金		231,748		
敷金保証金		27,519		
繰延税金資産		126,742		
前払年金費用		9,857		
その他		38,319		
固定資産計			515,935	2.4
資産合計			21,698,779	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			112,242	
未払金			3,111,311	
未払手数料		1,986,415		
その他未払金	1	1,124,896		
未払費用			723,530	
未払法人税等			1,013,177	
賞与引当金			1,176,120	
流動負債計			6,136,382	28.3
固定負債				
長期未払金			242,176	
賞与引当金			572,927	
役員賞与引当金			154,823	
固定負債計			969,927	4.5
負債合計			7,106,309	32.7

		第25期中間会計期間末 (平成26年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			11,374,638	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		11,340,961		
株主資本計			14,592,638	67.3
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			168	
評価・換算差額等計			168	0.0
純資産合計			14,592,469	67.3
負債・純資産合計			21,698,779	100.0

(2) 中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,123,902	
運用受託報酬			3,495,885	
業務受託報酬			763,622	
その他			81,811	
営業収益計			12,465,222	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,432,252	
支払手数料		3,762,883		
調査費		1,303,533		
その他営業費用		365,835		
一般管理費			5,354,228	
営業費用・一般管理費計			10,786,481	86.5
営業利益			1,678,740	13.5
営業外収益	1	113,187		
営業外収益計			113,187	0.9
営業外費用	2	10,268		
営業外費用計			10,268	0.1
経常利益			1,781,660	14.3
税引前中間純利益			1,781,660	14.3
法人税、住民税及び事業税			995,832	8.0
法人税等調整額			284,512	2.3
中間純利益			1,070,340	8.6

重要な会計方針

項目	第25期中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>
3. その他中間財務諸表 作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
1	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1	営業外収益のうち主要なもの（千円） 投資有価証券売却益 90,954
2	営業外費用のうち主要なもの（千円） 為替差損 10,168

（リース取引関係）

第25期中間会計期間末 （平成26年9月30日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	534,002 千円
1年超	306,891 千円
合計	840,893 千円

（金融商品関係）

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,882,204	3,882,204	-
(2) 有価証券	7,113,715	7,113,715	-
(3) 未収委託者報酬	4,138,178	4,138,178	-
(4) 未収収益	2,516,175	2,516,175	-
(5) 関係会社短期貸付金	2,749,000	2,749,000	-
(6) 投資有価証券	21,747	21,747	-
(7) 長期預け金	231,748	231,523	224
資産計	20,652,770	20,652,546	224
(1) 未払手数料	1,986,415	1,986,415	-
(2) その他未払金	1,124,896	1,124,896	-
(3) 未払費用	723,530	723,530	-
(4) 長期未払金	242,176	241,962	213
負債計	4,077,018	4,076,805	213

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第25期中間会計期間末（平成26年9月30日）

1．関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	21,747	22,010	262
合計		21,747	22,010	262

(注) 有価証券（中間貸借対照表計上額 7,113,715千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第25期中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,123,902	3,495,885	763,622	81,811	12,465,222

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,511,536	1,953,685	12,465,222

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 （自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）	
1株当たり純資産額	259,352円52銭
1株当たり中間純利益金額	19,023円20銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,070,340千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,070,340千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社
資本金の額 30,000百万円（平成25年9月末現在）

（略）

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 （平成26年4月末現在）	事業の内容

（略）

(3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 （平成25年9月末現在）	事業の内容

（略）

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称 野村信託銀行株式会社
資本金の額 30,000百万円（平成26年3月末現在）

（略）

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 （平成26年11月末現在）	事業の内容

（略）

(3) 運用委託先の会社

名 称	資本金の額 （平成26年3月末現在）	事業の内容

（略）

2【関係業務の概要】

(2) 販売会社

<訂正前>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限りです。

<訂正後>

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金*・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

* 販売会社にて所定の手続をとった場合に限りです。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月10日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMグレーター・チャイナ・オープンの平成26年4月25日から平成26年10月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMグレーター・チャイナ・オープンの平成26年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月12日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。